

川崎市上下水道局水道メーター談合等調査委員会設置要綱

(平成15年7月11日15川水総契第54号)

(目的及び設置)

第1条 水道メーターの入札における談合等の有無について調査検討することを目的として、水道メーター談合等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 水道メーターの入札における談合の有無の調査
- (2) 談合に係る損害賠償請求の可能性の有無の調査・検討

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、上下水道事業管理者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部担当部長（財務担当）をもって充てる。
- 4 委員は、サービス推進部長、水道部長、庶務課長、財務課長、財務課担当課長及び給水装置課長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

附 則（平成19年3月30日18川水総契第1131号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川上総契第1696号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日23川上総契第1755号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総契第1264号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上総管第3337号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29川上総管第3032号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日2川上経管第2845号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日6川上総管財第2202号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。